

児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明 及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止

19

令和5年6月 神戸市福祉局



1. 現状（現行制度）

・高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。

・こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、法令や通知等で必要とされる民生委員の証明事務や意見書作成等の負担が大きくなっている。

2

・こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、次代の民生委員の担い手を確保し、現職の民生委員の方々に長く活動を続けていただくために、民生委員の職務負担を軽減し、活動しやすい環境の整備を進めていくことが必要である。なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務や意見書作成については早急に見直すべきである。

	H31	R2	R3	R4	R5
定数(人)	2,575	2,571	2,571	2,571	2,571
実数(人)	2,437	2,375	2,383	2,390	2,306
欠員率(%)	5.36	7.62	7.31	7.04	10.31



2. 具体的な支障事例

・法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定にかかる証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。

・金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。

民生委員が知らない人が突然家に来て、半ば強引に証明を求められた、というケースがある。また、知らない人から突然電話がかかってきて即時に対応するよう求められたなど、申立人が自分の時間感覚で行動されるため民生委員がそれぞれに対応することは心理的負担が大きい。

・また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。

無理にでも意見書を作成しなければ苦情等を受けるので、苦渋の選択で作成しているケースがある。また、資金返還についての通知文書が民生委員宛てに送付されてくるので、返還されていないことを確認することについて心理的負担がある。

【参考】

- ・証明書事務件数 約2,700件/年
- ・意見書作成件数 約700件/年

3 . 解決策（提案事項）

・民生委員による証明の廃止

民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。

・生活福祉資金貸付における意見書の廃止

全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。

22

4 . 効果

- ・民生委員の心理的負担の軽減
 - ・民生委員の事務負担の軽減
- 民生委員のなり手確保に資する。



(参考) 根拠法令

- ・児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則
（昭和39年厚生省令第38号）第1条
- ・児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について
（昭和48年10月31日付児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）
- ・生活福祉資金貸付制度要綱第16条



重点13_児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の
証明事務の見直し(兵庫県)

民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し

令和 5 年 6 月
兵庫県・加古川市



現 状

「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において
手当の受給資格認定に係る民生委員、児童委員(以下「民生委員」)等による証明を必要とする書類が多くある。

民生委員等が証明する内容

(児童扶養手当)

認定請求、定時の現況届において、下記に該当する事実を明らかにする書類として、民生委員等による証明書の添付が必要

25

- ・ 受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること
- ・ 受給資格者が養育者である場合、受給資格者が対象児童を養育していること
- ・ 対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合、事実上の婚姻関係を解消したこと
- ・ 所得に関する書類において、受給資格者が前年の12月31日において扶養親族等でない児童の生計を維持したこと 等

(特別児童扶養手当)

- ・ 受給資格者が父又は母である場合、支給対象児童と同居しないでこれを監護すること
 - ・ 受給資格者が養育者である場合、受給資格者が支給対象児童を養育していること
- 添付が必要なタイミングは児童扶養手当と同様。(認定請求、所得状況届)

具体的な支障事例

証明を依頼する側にとっての負担(住民)

当該審査要領が発出されたのは昭和48年であり、民生委員が日常的に地域住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われる。

しかし、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員に依頼する状況となっている。

そのため、面識のない相手にプライベートな事柄を伝えなければならない住民にとっては、心理的な負担が大きいと推測される。

26

証明を行う側にとっての負担(民生委員)

面識のない住民からの証明依頼も多いため、民生委員が状況を把握しきれない内容も多い。

相手方自らの依頼ではあるものの心理的な負担を感じながら話す住民から聞き取り等を行うことに加え、把握しきれない内容もある中で手当支給に関わる証明を行うことは、職責と言えども民生委員の心理的負担は大きい。

求める措置

民生委員の活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること。

【効果】

27

受給資格の証明を行う者を拡大することで、民生委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する住民の証明依頼先が増えることによる利便性向上・心理的負担の軽減等が図られる。

(参考)

1 本市における民生委員の証明件数

○児童扶養手当

- ・ 新規認定(年間) 20件(全体件数の約8%)
- ・ 現況届 20件(全体件数の約1%)

○特別児童扶養手当

- ・ 新規認定(年間) 1~2件(全体件数の約2%)
- ・ 現況届 5件(全体件数の約1%)

2 本市の民生委員の状況 **385名(定数426名)** 令和4年12月1日現在



訪問型サービス事業等を実施する際の 路上駐車の見直し

28

令和5年(2023年)

 八王子市

1 提案趣旨

29

訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体職員が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続の簡易化及び一度の申請で一定の期間駐車できるように制度の見直しを求める。

2 本市の状況

(1) 本市の概要



ア 面積

186.38 km²

山手線内側の面積の約3倍の大きさ

イ 人口

579,355人 (令和2年国勢調査結果)

都内市町村部で1位 (特別区を含めると8位)

30



参考情報

鳥取県

553,407人

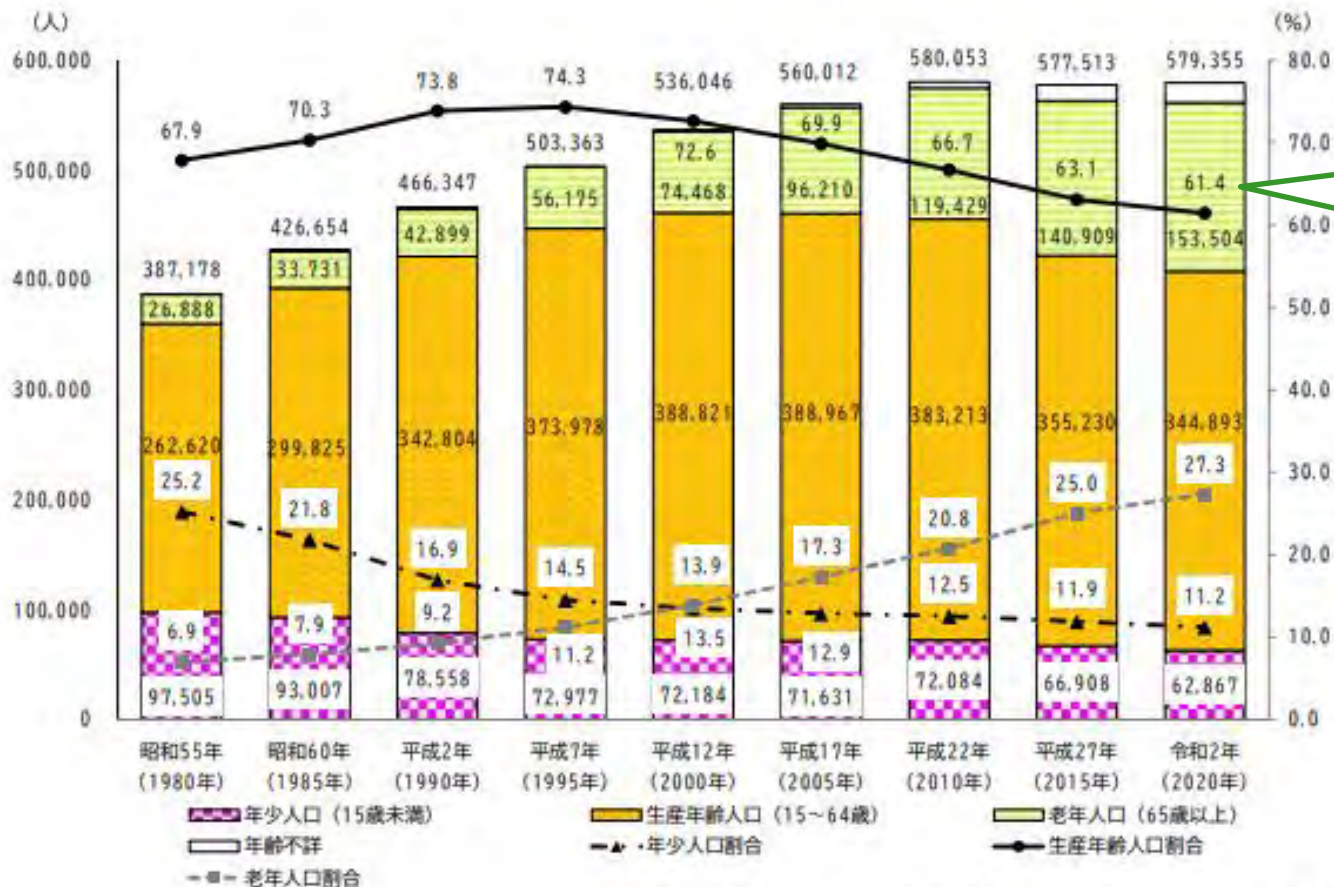
※ 都道府県で最少の人口

(どちらも令和2年国勢調査結果)

2 本市の状況

※「八王子市人口ビジョン」より

ウ 人口の推移



老年人口の割合が年々増加している。

31

出典: 昭和55年~令和2年国勢調査をもとに作成

2 本市の状況

(2) 高齢者の状況

※統計八王子 令和4年版(2022年版)より

ア 高齢者の人口 令和3年度(2021年度)

実数	高齢者比率	独居高齢者数
154,552人	27.53%	13,187人

イ 介護保険の給付状況 令和3年度(2021年度)

サービスの種類	件数(年間延べ受給者数)
居宅介護サービス	104,796件
介護予防サービス	3,678件

※居宅介護サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護を計上。

※介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションを計上。

2 本市の状況

(3) 障害者の状況

※統計八王子 令和4年版(2022年版)より

ア 障害者手帳所持者数

令和3年度(2021年度)

身体障害者手帳	愛の手帳 (知的障害者の療育手帳)	精神保健福祉手帳
15,674人	4,893人	6,732人

イ 障害者福祉の状況

令和3年度(2021年度)

サービスの種類	指定障害福祉 サービス事業所等数	延べ利用時間数
居宅介護	103者	83,973時間
重度訪問介護	104者	501,676時間

2 本市の状況

(4) 虐待対応件数

[P12へ](#)

区分	対応件数／年
高齢者	約80件
障害者	約60件
子ども	約1,400件

虐待対応は、通報等により緊急対応が必要となる。

34

(5) 高齢者あんしん相談センターにおける相談に関する訪問件数

令和4年度(2022年度)速報値

11,446件／年

※本市では、セブンイレブン・ジャパンと高齢者あんしん相談センターとの連携協定により、店舗の駐車場に駐車することも可能だが、コンビニの駐車区画は限られており、日中、30分から60分程度の家庭訪問となると、店舗側の負担も大きいのが実情。(令和4年度利用実績111回)

参考：訪問型サービス以外で市民宅を訪問する主な事業

35

業務の種類	根拠法令
高齢者あんしん相談センターにおいて委託事業者が受けている相談に伴う訪問	介護保険法
障害者(児)の相談支援事業所が行う相談支援に伴う訪問	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法
高齢者への虐待相談に伴う訪問	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者への虐待相談に伴う訪問	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
子どもへの虐待相談に伴う訪問	児童福祉法
ケースワーク業務(高齢者)	老人福祉法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
ケースワーク業務(障害者)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
ケースワーク業務(生活保護)	生活保護法
子育て家庭の総合相談に伴う訪問	児童福祉法

2 本市の状況

(6) 本市の状況のまとめ

ア 市域が広く、訪問介護サービス等を提供するに当たり、車で移動することが多い。

⇒駐車できる公共施設や民間の駐車場が訪問宅の近くにない場合が多い。

イ 老年人口の割合が増えており、訪問型サービス等の利用者数が年々増加している。

ウ 障害者手帳所持者数が増加傾向にあり、今後、居宅介護等のサービスの利用者数が増加する可能性がある。

エ 虐待対応など緊急に対応しなければならない案件が相当数ある。

参考：現場の声

ケアマネジャーに対するアンケート調査では、「駐車場の確保に困ったことがあるか。」との問いに、**97%が「ある」**と回答。

37

訪問先で駐車禁止違反による行政処分を受ける

切実な声
が多数...

近隣にコイン
パーキングが
ない

近隣住民に
通報された

一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会が会員(ケアマネジャー)向けに令和元年(2019年)9月12日実施したアンケート調査結果より

3 課題（支障事例①）


駐車許可の申請に関する事務手続が負担

- 原則、1回の駐車につき1件の申請が必要。
- 38 ➤ 申請に当たり、多数の書類を用意しなければならない。

共通する書類（①駐車許可申請書、②駐車場所周辺の地図等（駐車場所に印を付すなどしたもの）、③車検証、④自動車運転免許証、⑤訪問先一覧表）
＋用務を証明する書類 〔警視庁ホームページより〕

- 新規申請はオンライン申請ができず、管轄の警察署に出向かなければならない。

3 課題（支障事例②）

 予め日時を指定して申請することが困難

- 39 ▶ 虐待対応等の緊急対応や相談に関する訪問対応などはいつ発生するか予め想定することができず、発生後、早急に対応しなければならない。



～参考～

虐待対応件数及び相談に関する訪問件数については、[P7参照](#)

3 課題（支障事例③）



管轄内の警察署ごとに申請が必要

- 40
- 市内に警察署が3か所あり、訪問先が複数の管轄区域にまたがる場合、管轄の警察署ごとに申請しなければならない。

（警視庁ホームページには、「特例として訪問看護等の定期的に反復継続して行う用務で、訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合の申請は、ひとつの警察署で申請できます。」との記載があるが、実際には、管轄が異なる場合には、まとめて申請することができていない。）

- 各警察署での対応が異なるため、同一の書類で申請できるとは限らない。

（基本的には警視庁で統一した書類を提出することになるが、現場の状況等により追加書類を求められることがある。）

4 提案内容（解決策①）

新規・変更申請とともに、オンラインで簡易に申請できるようにする。

★理由★

現在は、駐車許可の申請の際に多くの書類を作成しており、新規申請の場合は、警察署に出向いて手続きしなければならない。

新規申請についてもオンライン申請を可能とし、新規・変更申請ともにチェックボックスや入力ボックスなどの活用により簡単に入力できるようにするなど、必要な書類の数を減らすことで、事務負担の軽減につながる。

4 提案内容（解決策②）

一度の駐車許可により、包括的な条件（期間・場所等）で駐車できるようにする。

★理由★

※ 現在、八王子市内の警察署では、訪問型サービスについては6か月の間、申請した複数の場所において、申請した曜日と時間帯に駐車できる対応も取られているが、変更が生じた都度、手続が必要になる。

予め場所と日時が定まらない訪問もあるため、例えば、1度の許可で「1年間、市内で、申請した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを求める。

なお、用務については、訪問型サービスに限らず、相談対応や虐待対応などについても幅広く認めてもらいたい。

4 提案内容（解決策③）

全ての警察署において提案の趣旨に基づく対応が取られるよう、周知を徹底する。

★理由★

警察庁からは、複数回、訪問診療等に使用する車両に関する駐車許可の手続の簡素化、柔軟化について通達が発出されているが、各警察署では必ずしも通達の趣旨に基づく対応が取られてないのが実態であり、依然として駐車許可を得るにはハードルが高い状態となっている。

今回の提案が実現する場合には、全ての警察署に対して、提案の趣旨に基づく対応が取られるよう周知を徹底するとともに、訪問型サービス等を提供する事業者等に対しても、本通知の趣旨を積極的に周知されたい。

参考：平成31年3月22日警察庁交通局交通規制課長通達
「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」

5 効果



簡易な手続で柔軟な駐車許可を得られると・・・

- 必要な時に必要なサービスの提供ができる環境整備の一助となる。
- 駐車許可に関する事務負担が軽減され、本来のサービスに注力できるようになる。

効果

地域共生社会の推進
につながる。

